

06

Information 02

移住・定住に関する事業

現在垂水市で行っている、移住・定住に関する主な事業をご紹介します。

Q 市内に転入し、住宅を購入しました。補助はありますか？

Q 子育て世帯で、市内で住宅を建設しました。補助はありますか？

A 住宅取得費助成金交付事業があります！
今年度より住宅取得額が500万円未満の物件も対象に！

『住宅取得費助成金交付事業』は、子育て世帯（申請時点で世帯内に中学生以下の子どもがいるまたは妊婦のいる世帯）または転入者（過去1年間本市居住の実態がない者で、本市に転入して2年以内の者）で、自ら居住するために、市内に住宅を建設・購入された方に対し、住宅建設・購入費用の一部を助成します。

- 対象者（次の①～④全ての要件を満たす者）
① 市内で自らが居住するために一戸建て住宅を建設または購入し、引き渡しを受けた者
② 住宅取得から1年を経過していない者
③ 市税の滞納がない者（世帯全員）
④ 過去に本助成金の交付を受けていない者

- 補助金額
① 子育て世帯／上限50万円（住宅取得額の10分の1）
② 転入世帯／上限100万円（住宅取得額の5分の1）
③ 子育て転入世帯／上限200万円（住宅取得額の5分の2）
※ 転入世帯、子育て転入世帯の場合は、助成額の一部を市内商品券で助成

その他にも... 賃貸住宅家賃助成事業

垂水市内で婚姻により新居を構える若年夫婦世帯または転入者に対し、賃貸住宅物件（空き家バンク賃貸物件含む）の家賃の一部を補助します。

- 対象物件／市営住宅等の公的賃貸住宅以外の賃貸住宅（社宅等は除きます）等
■ 対象者（詳しい条件は垂水市HPへ）
① 住民登録してから6か月以内、または婚姻を契機として夫婦のいずれかが転入もしくは転居した日から6か月以内の世帯
② 家賃から住宅手当（家賃の10分の4未満）を差し引いた額を月額3万円以上支払う者 等
■ 補助金額／月額5,000円～月額15,000円（世帯状況等によって異なります）

その他にも... 結婚新生活支援事業

垂水市内で、婚姻し新居を構える若年夫婦世帯に対し、住居費、リフォーム費、引越費用または新生活準備にかかる費用の一部を補助します。

- 対象者（詳しい条件は垂水市HPへ）
① 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに婚姻届を提出し、本市に住民登録した者
② 婚姻届提出時点で夫婦共に50歳以下
③ 世帯員全員が公的制度による家賃補助を受けていない者 等
■ 補助金額（世帯状況等によって異なります）
① 29歳以下の新婚世帯／上限60万円
② 39歳以下の新婚世帯／上限30万円
③ 50歳以下の新婚世帯／上限15万円

空き家対策・移住促進コーディネーターまでお気軽にご相談ください！



今回ご紹介した内容や、そのほか関連のご相談がありましたら、垂水市役所2階「企画政策課地域振興係」までご相談ください。
☎ 企画政策課 地域振興係 ☎ 0994-32-1111（内線246）
【受付時間】平日8時30分～17時15分（土日・祝日を除く）

事業等詳細はこちら
QRコード

05

Information 01

空き家に関する事業

現在垂水市で行っている、空き家に関する制度・事業をご紹介します。

Q 空き家を売りたい時はどうすればいい？

A 空き家バンク制度をご活用ください！

『空き家バンク制度』は、空き家を売りたい方や貸したい方の、垂水市内の空き家物件情報を垂水市公式ホームページ等に掲載し、買いた方や借りたい方との橋渡しを行うものです。

- 対象／賃貸・売却可能な一戸建物件
※ 仲介行為は行いません
※ 空き家バンクに登録された物件は、家財道具撤去費、リフォーム費の一部補助を受けられます。

- 空き家バンク登録までの流れ
①市へ申込書を提出 ②現地調査
③入居者募集（市HP、窓口で物件情報を公開）

Q 空き家の家財を捨てる際補助はありますか？

A 空き家有効活用推進事業があります！

『空き家有効活用推進事業』は、空き家バンク登録物件の空き家内の家財道具などの処理費用の一部を補助します。

- 受付期限／令和9年2月26日まで
■ 対象者
① 空き家に係る所有権または売却・賃貸を行うことができる権利を有する者
② 市税の滞納がない者
③ 3親等内の親族間での売買・賃貸等でないこと

- ※ 家財道具処分後の申請は対象外
■ 対象物件／垂水市空き家バンク登録物件
※ 補助金活用後、空き家バンクに3年間登録可能な物件
■ 補助金額／対象経費の3分の2【上限5万円】

Q 空き家のリフォームに補助はありますか？

A 空き家リフォーム推進事業があります！

『空き家リフォーム推進事業』は、空き家リフォームに係る費用の一部を補助します。

- 受付期限／令和8年12月28日まで
■ 対象者
① 空き家に係る所有権または売却・賃貸を行うことができる権利を有する者
② 市税の滞納がない者

- ③ 3親等内の親族間での売買・賃貸等でないこと
■ 対象物件／垂水市空き家バンク登録物件
※ 工事着工後の申請は対象外
■ 補助金額／対象工事費の3分の2【上限75万円（工事費：20万円以上）】

空き家・空き地に関する無料電話相談も（外部相談窓口）

本市は令和8年4月に、自治体と連携しながら全国の空き家問題に取り組んでいる「株式会社ジチタイアド」と包括連携協定を締結しました。空き家等に関する無料電話相談サービス等の利用が可能です。

空き家相談窓口アキソル
☎ 0120-772-135
【受付時間】平日9時～18時
詳細はこちら▶

